

資料5

# 京田辺市国民保護計画

資料編

京田辺市  
安心まちづくり室

# 目 次

1 .	京田辺市国民保護計画用語集（五十音順） - - - - -	1 ~ 6
2 .	京田辺市国民保護協議会条例 - - - - -	7
3 .	京田辺市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 -	8
4 .	京田辺市国民保護協議会運営要綱 - - - - -	9
5 .	傍聴要綱 - - - - -	10
6 .	安否情報様式 - - - - -	11 ~ 16
7 .	危機管理連絡表 - - - - -	17
8 .	避難施設一覧表 - - - - -	18
9 .	京田辺市統計情報 - - - - -	19 ~ 25

## 京田辺市国民保護計画・用語集（五十音順）

京田辺市国民保護計画の本文中で使用される用語の意味は次のとおりです。

### 【あ行】

#### 安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報。

#### 応急復旧

一時的な補修や修繕のことをいし、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。

#### NBC

Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称。

### 【か行】

#### 化学兵器

化学兵器とは人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない）により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別できる。

（神経剤系）サリン、タブリン、ソマン、VX等

呼吸器または皮膚浸透によって体内に取り込まれると神経伝達に支障をきたし死亡に至る。

（びらん系）マスタード・ガス、ルイサイト等

目・皮膚・呼吸器の作用し細胞組織表面に障害を与えびらんさせる。致死性は低いが生火傷の様な障害は治療に時間がかかり、また被害者・被害者以外の心理的ダメージが大きい。

（血液剤系）シアン系（青酸）等

呼吸する事によって体内に取り込まれると血液中の酸素供給を阻害し致死する。作用が極めて早いが生皮膚浸透しないので防護マスクで防げる。

（窒息剤系）ホスゲン・ガス等

主に呼吸器系に作用し肺の粘膜からの分泌液で肺が満たされると窒息死に至る。

#### 核兵器

核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例）核爆弾、大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道弾（SLBM）等

#### 関係機関

本計画に規定する事業・業務に関係する全ての機関をいう。

#### 危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物資（生物を含む。）で政令で定めるもの。

#### 基本方針

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻

撃災害への対処などの措置について定めたもの。

### **救援物資**

救援の実施に当たって必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）。

### **緊急対処事態**

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

### **緊急対処事態対策本部**

内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置する京田辺市緊急対処事態対策本部。

### **緊急対処保護措置**

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。

### **緊急通報**

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

### **緊急物資**

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のために措置の実施に当たって必要な物資及び資材。

### **国の対策本部**

対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部。

### **国の対策本部長**

武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）

### **警報**

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、基本指針及び対処方針の定めるところにより国の対策本部長が発令するもの。

### **ゲリラ**

ゲリラは、戦線を作らず小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱によって戦争を継続する方法、そのような展開になった戦争、さらにそうした戦争を行う組織を言う。

### **府国民保護計画**

国民保護法第34条に基づき府が作成する国民の保護に関する計画。

### **府の対策本部**

内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置す

る京都府国民保護対策本部。

## 府の対策本部長

京都府国民保護対策本部長（京都府知事）

## 国際人道法

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーヴ諸条約等）、明文化されない慣習法も含まれる。具体的には、武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、条約の重大な違反行為である非人道的行為の処罰などを定めているものであるが、これらの国際人道上の内容を国内において的確に実施するためには、日本国憲法第98条第2項（「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」）に基づいて、国内法制の整備を行うことが必要となる。

国民保護法の守備範囲となるのは、武力紛争の影響を受ける住民の保護及び武力紛争の結果生じた傷病者、死者等の人道的取扱いに関するものであり、

- 1 高齢者、障害者等配慮を要する者の保護に関する規定（国民保護法第9条第1項）
- 2 国民保護措置を実施する者等の安全確保の配慮に関する規定（同法第22条）
- 3 被災者等の安否情報を収集・整理・提供する旨の規定（同法第94～96条）
- 4 武力攻撃事態等における赤十字標章及び文民保護のための特別標章の使用及び乱用禁止に関する規定（同法第157条、158条）等を国民保護法に設けている。

## 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。

## 国民保護等派遣

防衛庁長官が、知事から国民保護法第15条第1項の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣。

## 国民保護法

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）

## 国民保護法施行令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）

## 【さ行】

### 災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律（昭和36年11月15日法律223号）

## 市国民保護協議会

国民保護法第39条に基づき設置され、市の区域に係る国民保護措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる機関。

## 市国民保護計画

国民保護法第35条に基づき市が作成する国民の保護に関する計画。

### 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合っ  
て「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目  
的に結成された組織。

### 市対策本部

内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置す  
る京田辺市国民保護対策本部。

### 市対策本部長

京田辺市国民保護対策部長（市長）

### 事態対処法

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する  
法律」（平成15年6月13日法律第79号）

### 指定行政機関

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法  
律施行令で定められた次の機関。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法  
務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水  
産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安  
院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省

### 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が  
国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの。

### 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、  
ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で定める  
もの。

### 住民

京田辺市国民保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通  
学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて市の区域内に避難してきたすべての  
人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体を「住  
民」と定義している。

### ジュネーブ条約

- ・ 1949年8月12日のジュネーブ諸条約
  - 第1ジュネーブ条約戦地にある軍隊の傷者、病者の状態の改善に関する条約
  - 第2ジュネーブ条約海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者状態の改善に関する条約
  - 第3ジュネーブ条約捕虜の待遇に関する条約
  - 第4ジュネーブ条約戦時における文民の保護に関する条約
- ・ 1977年のジュネーブ条約追加議定書
  - ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）

ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）

### 生活関連等施設

国民保護法第102条並びに政令で定められた、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生、又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設のこと。

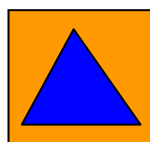
例) 原子力事業所、ダム、大規模な危険物資等取扱所、発電所、駅、空港等。

### 生物剤

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの。

### 赤十字標章等及び特殊標章等

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）(略称「第一追加議定書」)において規定される標章等で、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。



(赤十字標章：白地に赤十字)

(特殊標章：オレンジ色地に青の正三角形)

## 【た行】

### 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

### 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が法律の規程に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などを指す。

### ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。

### 治安出動

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。

### 特殊部隊

軍隊や警察およびそれに準ずる組織（情報機関や治安組織）において、特殊な任務を担当する部隊や部署の総称。

## 【は行】

### 避難先地域

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）。

#### **避難施設**

住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ市長が指定する施設。

#### **避難実施要領**

知事からの避難の指示を受けた市長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める避難の具体的な内容を定めて、住民へ伝達し、関係機関へ通知する要領。あらかじめ、避難の指示があったとき、速やかに避難実施要領が作成できるよう、消防庁が作成する非難マニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンを記載した市避難マニュアルを作成する等の準備を行うこととされている。

#### **武力攻撃**

我が国に対する外部からの武力攻撃。

#### **武力攻撃災害**

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。

#### **武力攻撃事態**

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

#### **武力攻撃事態等**

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。

#### **武力攻撃予測事態**

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの。

#### **防衛出動**

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。



(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、京田辺市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、45人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 京田辺市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

条例第3号

## (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、京田辺市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 国民保護対策本部長(法第28条第1項に規定する本部長をいう。以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部副本部長(法第28条第5項の副本部長をいう。以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(法第28条第4項の本部員をいう。以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

## (会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

## (部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (現地対策本部)

第5条 法第28条第8項による国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

## (準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、京田辺市緊急対処事態対策本部について準用する。

## (その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市国民保護協議会条例(平成18年京田辺市条例第2号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき京田辺市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条の規定による会長の職務を代理する委員は、危機管理の事務を担当する京田辺市助役の職にある委員とする。

(会長の専決処分)

第3条 協議会を招集する暇がないと認められるときは、会長は議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の専決処分については、会長は、次の協議会において報告しなければならない。

(幹事会)

第4条 条例第5条第1項の幹事により、幹事会を組織する。

2 幹事長は、防災担当課長をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

4 幹事会は、幹事長が議案の内容に応じ、必要と認める幹事のみ招集することができる。

(部会)

第5条 条例第6条第1項の部会は、専門事項の調査及び審議を担当し、その運営については会長が別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、防災担当課において行う。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

## 傍 聴 要 領

京田辺市国民保護協議会

### 1 傍聴する場合の手続

- ( 1 ) 京田辺市国民保護協議会の会議の傍聴をされる方は、会議開催予定時刻の15分前までに、受付をしてください。
- ( 2 ) 傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定します。

### 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- ( 1 ) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- ( 2 ) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- ( 3 ) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- ( 4 ) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- ( 5 ) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。  
ただし、事前に審議会等の会長等が認めた場合は、この限りではありません。
- ( 6 ) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- ( 7 ) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと

### 3 会議の秩序の維持

- ( 1 ) 上記の2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
ご不明な点は、係員にお聞きください。
- ( 2 ) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- ( 3 ) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(20〇〇年 3月24日15時30分)

① 氏名	ショウボウ タロウ
② フリガナ	SHOBO TARO
③ 出生の年月日	1980年 8月 5日
④ 男女の別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	100-8927 東京都千代田区霞ヶ関〇〇
⑥ 国籍	日本 <input checked="" type="radio"/> その他( <input type="radio"/> )
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	<input checked="" type="radio"/> 負傷 <input type="radio"/> 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	重傷(左足を骨折 全治2ヶ月)
⑩ 現在の居所	〇〇病院(東京都千代田区虎ノ門〇〇)
⑪ 連絡先その他必要情報	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、〇で囲んで下さい。	<input type="radio"/> 回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は〇を囲んで下さい。	<input type="radio"/> 回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか〇で囲んで下さい。	<input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(20〇〇年 3月24日 15時30分)

① 氏名	消 防 花 子
② フリガナ	ショウボウ ハナコ
③ 出生の年月日	1980年 7月 29日
④ 男女の別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	100-8927 東京都霞ヶ関〇〇
⑥ 国籍	<input checked="" type="radio"/> 日本 <input type="radio"/> その他( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	20〇〇年3月23日 〇〇駅ホーム 爆発により死亡
⑨ 遺体が安置されている場所	〇〇病院(東京都千代田区虎ノ門〇〇)
⑩ 連絡先その他必要情報	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑪ ①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	<input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない
備考	

(注1)本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2)親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名	消 防 次 郎	連絡先	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
同意回答者住所	東京都千代田区霞ヶ関〇〇	続 柄	父

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

## <記入要領>

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。  
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。  
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。  
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。  
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。  
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分  
 市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他用人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪通学先その他の必要情報	⑫出生・国籍などへの調査の希望	⑬何人への調査の希望	⑭調査の結果について(無回答を含む)	備考

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑧負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- ⑨～⑬の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合においては、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。



## 安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	申請者	年 月 日
		住所(居所) _____ 氏名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由  ( を付けて下さい。 の 場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。  被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。  その他( )	
備 考		
た被 め照 に会 必者 要を な特 事定 項す る	氏 名 フリガナ 出生の年月日 男 女 の 別 住 所 国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。) その他個人を識別 するための情報	日本 その他( )
申請者の確認		
備 考		
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。 4 印の欄には記入しないで下さい。		

## 安否情報回答書

殿	年 月 日  総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり 回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は 負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本      その他 (                      )
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 住 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。


危機管理連絡票

【第 報】

報告者	氏名		所属		電話	
報告日時	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)					

危機事象の概要 (何が起きたか)						
発生又は覚知日時	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)					
発生場所(住所・施設名称等)						
被害の状況 可能なら被害の 拡大状況又は拡大 予想を記載						
緊急対応の状況 (どう対応して いるか)	応急措置の状況、市民等の避難状況等：  関係機関への連絡： _____					
危機情報の通報者	区分	市民/市の職員(所属： ) / その他( )				
	氏名		連絡先			
	通報日時	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)				
その他・危機事象 の原因など						

	受信者	氏名：	所属：	電話：	
	関係者への 連絡	(処理日時：平成 年 月 日 時 分)			
	その他の対応				

- 1、危機主管部が不明な場合は、安心まちづくり室に連絡
- 2、第1報は、把握した範囲で直ちに報告。特に、緊急を要する場合は、電話での報告、手書きメモでも可

国民保護法第148条第1項に規定する避難施設候補一覧

整理 番号	施 設			管理者名
	名 称	所在地		
		市区町村名	町丁目名・番(番地)・号	
1	京田辺市立中央公民館	京田辺市	田辺丸山214	京田辺市教育委員会
2	京田辺市立社会福祉センター	京田辺市	興戸犬伏5-8	京田辺市社会福祉協議会
3	京田辺市立老人福祉センター常盤苑	京田辺市	草内五ノ坪6	京田辺市長
4	京田辺市立老人福祉センター宝生苑	京田辺市	大住内山7	京田辺市長
5	京田辺市立北部住民センター	京田辺市	大住内山1-1	京田辺市教育委員会
6	京田辺市立中部住民センター	京田辺市	草内美泥22-2	京田辺市教育委員会
7	京田辺市立三山木福祉会館	京田辺市	三山木谷垣内4	京田辺市長
8	京田辺市立松井ヶ丘小学校	京田辺市	大住上西野18-2	京田辺市教育委員会
9	京田辺市立大住小学校	京田辺市	大住池平88	京田辺市教育委員会
10	京田辺市立桃園小学校	京田辺市	大住仲ノ谷12-1	京田辺市教育委員会
11	京田辺市立薪小学校	京田辺市	薪堀切谷1	京田辺市教育委員会
12	京田辺市立田辺小学校	京田辺市	田辺鳥本102	京田辺市教育委員会
13	京田辺市立田辺東小学校	京田辺市	東西ノ口60-2	京田辺市教育委員会
14	京田辺市立草内小学校	京田辺市	草内南垣内53	京田辺市教育委員会
15	京田辺市立三山木小学校	京田辺市	宮津宮ノ下4-3	京田辺市教育委員会
16	京田辺市立普賢寺小学校	京田辺市	水取門田6-1	京田辺市教育委員会
17	京田辺市立大住中学校	京田辺市	大住池平2	京田辺市教育委員会
18	京田辺市立田辺中学校	京田辺市	興戸北鉾立21	京田辺市教育委員会
19	京田辺市立培良中学校	京田辺市	東七反割3	京田辺市教育委員会
20	京都府立田辺高校	京田辺市	河原神谷24	京都府

( 沿 革 )

市の沿革

京田辺市の歴史は大変古く、早くから文化の開けたところであり、市内には、天神山竪穴住居跡群や飯岡古墳群をはじめ、数多くの遺跡が発見されています。また、古事記・日本書紀・万葉集などにもうたわれている「筒城」は、後に郡名（綴喜郡）にもなり、継体天皇が筒城宮として山城の国に皇居を最初に定められた地といわれています。

奈良時代には、奈良から太宰府に抜ける山陽道の山本駅が設けられるなど、交通の要衝として開けていました。また、市のシンボルでもある甘南備山は、平安京造営に際し、基準点として利用されていました。

平安時代末期から室町時代には、源平の戦乱の時代に三度も関白職についた近衛基通公や一休禅師のような名高い高僧がこの地を愛し、晩年を過ごしています。

明治31年には、JR片町線（学研都市線）の前身である関西鉄道が長尾～木津間に開通し、田辺駅（現、京田辺駅）が設置されました。また、昭和3年11月には、奈良電気鉄道（現、近鉄京都線）が京都～西大寺間に開通することにより、南山城地域の中心地として発展してきました。

明治22年の市制町村制実施に際し、田辺村、新村、河原村、興戸村の4か村が合併して、田辺村となり、明治39年10月12日に町制を施行し、田辺町となりました。昭和26年には隣接する大住村、草内村、三山木村、普賢寺村の4か村を編入統合しました。その後、平成9年4月1日に市制を施行し、京田辺市となり現在に至っています。

区分	明治7年2月	明治9年7月	明治22年4月	明治39年10月	昭和26年4月	平成9年4月	
綴喜郡	田辺村	田 辺 村	田辺村	田辺町	田辺町	京 田 辺 市	
	田辺新田村						
	北興戸村	興 戸 村	大 住 村				
	南興戸村						
	新 村	草 内 村					
	河 原 村						
	大 住 村						
	松 井 村			(久世郡へ)			
	水 主 村						
	東 村			三 山 木 村			
	草 内 村						
	飯 岡 村						
	宮ノ口村						宮津村
	江 津 村						
	山 本 村						三山木村
	南 山 村						
	出 垣 内 村						
高 木 村							
天 王 村	普 賢 寺 村						
高 船 村							
打 田 村							
水 取 村							
上 村							
多 々 羅 村							

資料：田辺町史ほか

## 〔 土 地 〕

### 位置と面積

本市は、京都府の南西部にあって、南山城地方の中央やや西寄りに位置しています。東は木津川をはさんで城陽市、綴喜郡井手町と接し、西は生駒山系により大阪府枚方市、奈良県生駒市と境を分かち、北は八幡市、南は相楽郡精華町と接しています。市の中心部から直線距離にして、京都市へ約2.2 km、大阪市へ約2.8 km、奈良市へ約1.7 kmと、近畿大都市を結ぶ三角形のほぼ中心に位置しています。また、国家的プロジェクトとして京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵において建設が進められている関西文化学術研究都市の北東部分となります。

市役所の位置		広ぼう(km)		総面積 (km <sup>2</sup> )
東 経	北 緯	東 西	南 北	
135度46分13秒	34度48分40秒	5.5	10.9	42.94

資料:国土地理院

### 地 形

本市の地形は、西部が生駒山系に連なる丘陵地であり、東部は淀川の三大支流の一つである木津川のつくりあげた沖積地からなる平野であり、甘南備山の麓から扇状にひろがった東斜面の不等辺三角形のまちです。丘陵地から低地に至る緩傾斜地帯には、集落が多く分布し、四季それぞれに特色をもつ良好な自然環境に恵まれています。

### 地 質

本市の地質は、甘南備山に僅かながら古生層が見られますが、市の西部丘陵地域は、大阪層群と呼ばれている洪積層の砂や粘土・礫などによって構成されたやわらかい地層です。この洪積地域の東側の木津川沿いの低地帯は、木津川によってつくられた沖積層です。

[ 気 象 ]

気象概況

年次	区分	気 温 ( )			降水量 (mm)		降水 日数 (1mm 以上)	風向・風速 (m/sec)			平均 湿 度 (%)
		平均	最高	最低	総 量	日積算 雨 量		平均風速	最多 風向	最大風速	
平成	14年	15.0	37.4	4.4	899.0	37.5	113	1.5	WNW	19.0	69.1
	15年	15.0	36.2	4.4	1,585.5	554.0	115	1.2	WNW	20.6	74.1
	16年	16.0	37.4	4.7	1,479.0	491.0	113	0.8	WNW	21.2	75.1
	1月	3.6	12.6	4.7	18.5	14.0	4	0.9	WNW	15.6	78.1
	2月	5.5	21.4	4.2	59.0	21.0	7	0.9	WNW	21.2	73.9
	3月	8.1	23.2	2.3	70.5	25.0	12	1.0	WNW	17.5	73.7
	4月	14.5	29.1	2.1	97.0	42.5	10	1.1	WNW	16.3	68.4
	5月	19.4	33.1	9.0	240.0	46.5	13	0.9	WNW	13.5	79.5
	6月	23.6	33.7	11.8	132.5	30.5	15	0.9	W	18.6	73.3
	7月	28.3	37.4	19.6	39.0	36.0	3	1.0	W	17.8	69.7
	8月	27.1	35.8	18.6	183.0	44.5	12	0.9	SE	17.3	74.4
	9月	24.7	33.9	16.7	192.0	71.0	14	0.8	WSW	16.6	77.2
	10月	17.4	29.2	5.1	280.0	96.0	8	0.6	N	20.0	78.6
	11月	12.5	23.3	3.7	97.5	32.0	9	0.4	WNW	14.7	78.6
	12月	7.6	19.5	0.5	70.0	32.0	6	0.4	WNW	14.3	76.0

注1 日積算雨量はその年次、月の最大値。

資料：消防本部

警報・注意報等の状況

単位：回

種別	年次	平成14年			平成15年			平成16年		
		警報	注意報	情報・連絡	警報	注意報	情報・連絡	警報	注意報	情報・連絡
合 計		-	132	142	9	168	197	10	191	331
大 雨		-	9	3	4	22	27	3	26	18
大 洪水		-	8	-	4	20	-	3	26	-
大 雪		-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 風		-	4	-	-	8	-	-	3	-
霜		-	10	-	-	11	1	-	23	-
乾 燥		-	13	-	-	14	-	-	14	-
濃 霧		-	29	-	-	17	-	-	26	-
雷		-	5	-	-	6	-	-	5	-
暴 風		-	54	-	-	68	-	-	65	-
台 風		-	-	-	1	-	-	4	-	-
な だ		-	-	-	-	-	-	-	-	93
そ の 他		-	-	134	-	2	156	-	3	191
高 山 ダ ム 放 流		-	-	5	-	-	13	-	-	29

資料：消防本部

## 〔 人 口 〕

人口と世帯数の推移  
(各年4月1日現在調)

年次	区分	人 口 (人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	1世帯当 たりの人 数(人)	人口増 加率(対 前年)(%)
		総 数	男	女				
昭和	29年	15,324	7,535	7,789	3,188	351	4.81	-
	30年	15,517	7,621	7,896	3,238	356	4.79	1.26
	31年	15,706	7,695	8,011	3,296	360	4.77	1.22
	32年	15,866	7,764	8,102	3,331	364	4.76	1.02
	33年	16,042	7,857	8,185	3,395	368	4.73	1.11
	34年	16,197	7,932	8,265	3,522	371	4.60	0.97
	35年	15,999	7,861	8,138	3,467	367	4.61	1.22
	36年	16,194	7,959	8,235	3,503	371	4.62	1.22
	37年	16,666	8,154	8,512	3,629	382	4.59	2.91
	38年	16,659	8,148	8,511	3,717	382	4.48	0.04
	39年	16,923	8,230	8,693	3,777	388	4.48	1.58
	40年	17,291	8,398	8,893	3,895	396	4.44	2.17
	41年	17,490	8,509	8,981	3,988	401	4.39	1.15
	42年	17,822	8,720	9,102	4,137	409	4.31	1.90
	43年	18,289	8,928	9,361	4,292	419	4.26	2.62
	44年	18,749	9,144	9,605	4,515	430	4.15	2.52
	45年	20,442	10,026	10,416	5,386	469	3.80	9.03
	46年	22,505	11,096	11,409	6,059	516	3.71	10.09
	47年	25,090	12,392	12,698	6,892	575	3.64	11.49
	48年	26,379	13,026	13,353	7,262	605	3.63	5.14
	49年	28,140	13,892	14,248	7,813	645	3.60	6.68
	50年	29,607	14,653	14,954	8,272	679	3.58	5.21
	51年	30,593	15,111	15,482	8,519	702	3.59	3.33
	52年	31,910	15,735	16,175	8,909	732	3.58	4.30
	53年	33,860	16,716	17,144	9,475	776	3.57	6.11
	54年	36,077	17,838	18,239	10,095	827	3.57	6.55
	55年	38,517	19,048	19,469	10,729	883	3.59	6.76
	56年	40,800	20,128	20,672	11,411	936	3.58	5.93
	57年	42,487	20,968	21,519	11,933	974	3.56	4.13
	58年	43,831	21,715	22,116	12,388	1,005	3.54	3.16
	59年	44,323	21,941	22,382	12,572	1,016	3.53	1.12
	60年	44,577	22,070	22,507	12,707	1,022	3.51	0.57
	61年	44,767	22,164	22,603	12,726	1,027	3.52	0.43
	62年	45,110	22,348	22,762	13,029	1,034	3.46	0.77
	63年	45,850	22,756	23,094	13,624	1,051	3.37	1.64
平成	元 年	46,514	23,086	23,428	13,932	1,067	3.34	1.45
	2 年	46,884	23,268	23,616	14,212	1,092	3.30	0.80
	3 年	47,921	23,769	24,152	14,758	1,116	3.25	2.21
	4 年	48,364	23,994	24,370	15,126	1,126	3.20	0.92
	5 年	48,911	24,236	24,675	15,557	1,139	3.14	1.13
	6 年	49,814	24,678	25,136	16,071	1,160	3.10	1.85
	7 年	50,621	25,072	25,549	16,528	1,179	3.06	1.62
	8 年	51,152	25,334	25,818	16,923	1,191	3.02	1.05
	9 年	51,868	25,744	26,124	17,412	1,208	2.98	1.40
	10年	53,035	26,246	26,789	18,109	1,235	2.93	2.25
	11年	54,725	27,048	27,677	19,009	1,274	2.88	3.19
	12年	56,277	27,816	28,461	19,801	1,311	2.84	2.84
	13年	56,748	27,987	28,761	20,193	1,322	2.81	0.84
	14年	57,323	28,264	29,059	20,639	1,335	2.78	1.01
	15年	58,014	28,538	29,476	21,169	1,351	2.74	2.23
	16年	58,546	28,764	29,782	21,621	1,363	2.71	2.13
	17年	60,009	29,367	30,642	22,420	1,398	2.68	3.44

注1 住民登録制度は、昭和27年7月3日から実施。数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合算値。

注2 人口密度は、市面積を平成元年まで43.61km<sup>2</sup>、平成2年から42.94km<sup>2</sup>として算出。

資料：広報広聴課



## 人口動態

単位:人、組

年次	区分	自然動態			社会動態			人口増	婚姻	離婚	死産
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減				
平成	14年	545	366	179	3,203	3,034	169	396	304	86	10
	15年	514	374	140	3,395	2,962	433	609	301	105	10
	16年	554	372	182	3,447	2,787	660	870	303	105	14
	1月	42	32	10	176	177	1	19	16	8	1
	2月	57	27	30	229	213	16	46	16	6	2
	3月	47	45	2	624	701	77	75	51	15	0
	4月	43	37	6	429	272	157	167	21	13	0
	5月	34	16	18	227	210	17	40	21	8	1
	6月	45	20	25	178	165	13	40	18	9	1
	7月	48	28	20	211	143	68	92	28	5	2
	8月	47	34	13	252	207	45	57	18	8	0
	9月	39	29	10	228	164	64	76	28	12	1
	10月	54	41	13	411	151	260	274	14	6	4
	11月	45	26	19	238	181	57	76	39	9	1
	12月	53	37	16	244	203	41	58	33	6	1

注1 数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合算値。

資料:市民課

## 本籍人口及び住民基本台帳人口

(各年4月1日現在調)

年次	区分	戸籍		世帯数 (世帯)	住民基本台帳		
		本籍数	本籍人口 (人)		人口(人)		
					総数	男	女
平成	15年	14,185	38,587	20,883	57,550	28,305	29,245
	16年	14,631	39,573	21,310	58,063	28,533	29,530
	17年	15,083	40,614	22,052	59,479	29,119	30,360

資料:市民課

## 外国人登録人口

(各年4月1日現在調)

単位:人

年次	区分	人口				
		総数	韓国及び朝鮮	中国	米国	その他
平成	15年	464	247	85	39	93
	16年	483	241	98	43	101
	17年	530	248	121	49	112

資料:市民課

## 〔 運 輸 〕

## 鉄道乗降客数

単位：人

区分		年度		
		平成14年	平成15年	平成16年
J R 東 西 線	総 数	11,928,930 (32,682)	12,474,744 (34,084)	12,791,619 (35,045)
	松井山手駅	4,069,750 (11,150)	4,056,012 (11,082)	4,055,668 (11,111)
	大 住 駅	1,097,920 (3,008)	1,185,840 (3,240)	1,214,733 (3,328)
	京田辺駅	3,645,620 (9,988)	3,949,140 (10,790)	4,065,040 (11,137)
	同志社前駅	2,862,330 (7,842)	3,019,500 (8,250)	3,174,046 (8,696)
	JR三山木駅	253,310 (694)	264,252 (722)	282,132 (773)
近 鉄 京 都 線	総 数	17,047,040 (46,704)	17,055,640 (46,600)	16,876,518 (46,237)
	新田辺駅	10,075,348 (27,604)	10,113,318 (27,632)	10,071,506 (27,593)
	興 戸 駅	4,538,664 (12,435)	4,656,344 (12,722)	4,683,944 (12,833)
	三山木駅	2,236,472 (6,127)	2,098,690 (5,734)	1,944,250 (5,327)
	近鉄宮津駅	196,556 (538)	187,288 (512)	176,818 (484)

注1 ( )内は1日平均乗降客数。

資料：西日本旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱

## 路線バスの状況

(各年4月1日現在調)

区分		年次		
		平成15年	平成16年	平成17年
京 阪 宇 治 交 通	市内路線延長(km)	25.2	25.2	25.2
	停留所数(箇所)	45	45	45
	1日平均乗降客数(人)	9,399	9,906	9,369
京 八 阪 入	市内路線延長(km)	4.1	4.1	4.1
	停留所数(箇所)	10	10	10
	1日平均乗降客数(人)	1,564	1,578	1,571
奈 交 良 通	市内路線延長(km)	34.45	30.1	30.1
	停留所数(箇所)	42	37	37
	1日平均乗降客数(人)	1,559	1,469	1,475

資料：京阪宇治交通㈱、京阪バス㈱、奈良交通㈱

## 路線バス主要停留所乗降客数

単位:人

区分		年度	平成14年	平成15年	平成16年
京阪宇治交通	松井山手駅		481,950	507,960	480,420
	新田辺		1,157,625	1,220,100	1,153,950
京阪バス	松井山手駅		32,718	33,064	31,348
	新田辺		488,751	493,934	471,934
奈良交通	新田辺		206,590	206,010	214,920
	三山木駅		194,910	152,010	146,070

資料:京阪宇治交通(株)、京阪バス(株)、奈良交通(株)

[ 電気・ガス ]

## 電灯・電力供給状況

(各年度末現在調)

(1)使用電力量

単位:千kwh

年度	区分	総数	電灯	電力	その他の電力
平成	14年	349,821	126,592	217,076	6,153
	15年	347,329	126,970	220,359	-
	16年	362,005	133,366	228,639	-

注1 電灯とは、一般家庭用、業務用、街路灯、防犯灯等をいう。

資料:関西電力(株)

注2 電力とは、工場動力用を主とするものをいう。

注3 その他の電力とは、臨時的なもの(建設工事用等)をいう。平成15年度については、電力に含まれている。

注4 使用電力量は、千kwh未満四捨五入のため合計と総量は不一致の場合あり。

## ガス供給状況

(各年度末現在調)

(1)需要戸数

単位:戸

年度	区分	総数	家庭用	医療用	商業用	工業用	公用
平成	14年	12,343	11,960	30	253	5	95
	15年	12,683	12,270	32	269	5	107
	16年	13,640	13,177	35	282	6	140

資料:大阪ガス(株)